

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策について（第5弾）

緊急対策（第5弾）のポイント

769,510 千円（一般会計 769,510 千円）

国・県と連動した市民生活への支援、医療・福祉への支援、感染拡大防止対策を実施するための予算を追加計上

① 市民生活への支援 540,000千円

○ひとり親世帯臨時特別給付金

子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援をするため、児童扶養手当受給世帯等に対し、臨時特別給付金を支給

対象者 ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金給付等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない者
③直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

給付額 【基本給付（1回限り）】1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円（対象要件①～③該当する者）
【追加給付（1回限り）】1世帯5万円（対象要件①、②該当者で、家計が急変し、収入が大きく減少している者）

② 感染拡大防止対策 214,510千円

○私立こども園・保育所等の感染症対策への支援

110,000千円

私立こども園等における事業継続に必要な経費や衛生用品の購入等に係る費用を助成

○妊産婦への支援 77,510千円

新型コロナウイルス感染症への不安を抱える妊婦に対するPCR検査等を実施

○自主防災組織の感染症対策への支援 27,000千円

感染症予防に配慮した避難所運営を行うため、自主防災組織に対し、感染症対策に必要な物品の購入に係る経費を助成

③ 福祉への支援 11,000千円

○障害福祉サービス継続提供への支援 9,000千円

障害福祉サービス等事業所において、サービスを継続して提供するために実施する消毒・清掃、衛生用品購入等に必要な経費を助成

○ICT導入への支援 2,000千円

障害福祉サービス等事業所におけるリモートワーク等のICT導入モデル事業に必要な経費を助成

今後とも国・県と連携した追加対策を実施